

留萌市告示第26号

道路法第46条第1項第2号の規定に基づき、市道の一部について次のとおり車両の通行を制限する。

平成29年4月6日

道路管理者
留萌市長 高橋 定敏

記

- 1 (1)制限路線 北4条通り
(2)制限区間 高砂町3丁目留萌消防署～花園町4丁目ゲオ
(3)制限理由 道路改良工事のため
(4)制限方法 車線規制又は片側交互通行規制
(5)制限期間 平成29年4月10日から平成29年8月30日まで
(6)工事区間及び迂回路 現地案内標識にて表示

- 2 (1)制限路線 西6丁目通り、住之江6号通り
(2)制限区間 泉町1丁目北泉荘～住之江町3丁目住之江7号通り交差点
(3)制限理由 道路改良工事のため
(4)制限方法 通行止規制
(5)制限期間 平成29年4月12日から平成29年6月30日まで
(6)工事区間及び迂回路 現地案内標識にて表示

位置図

工事終点

施工区間 L=134.3m

工事起点

末広町
3丁目

末広町
4丁目

留萌消防署

高砂町
3丁目

ゲオ

工事終点

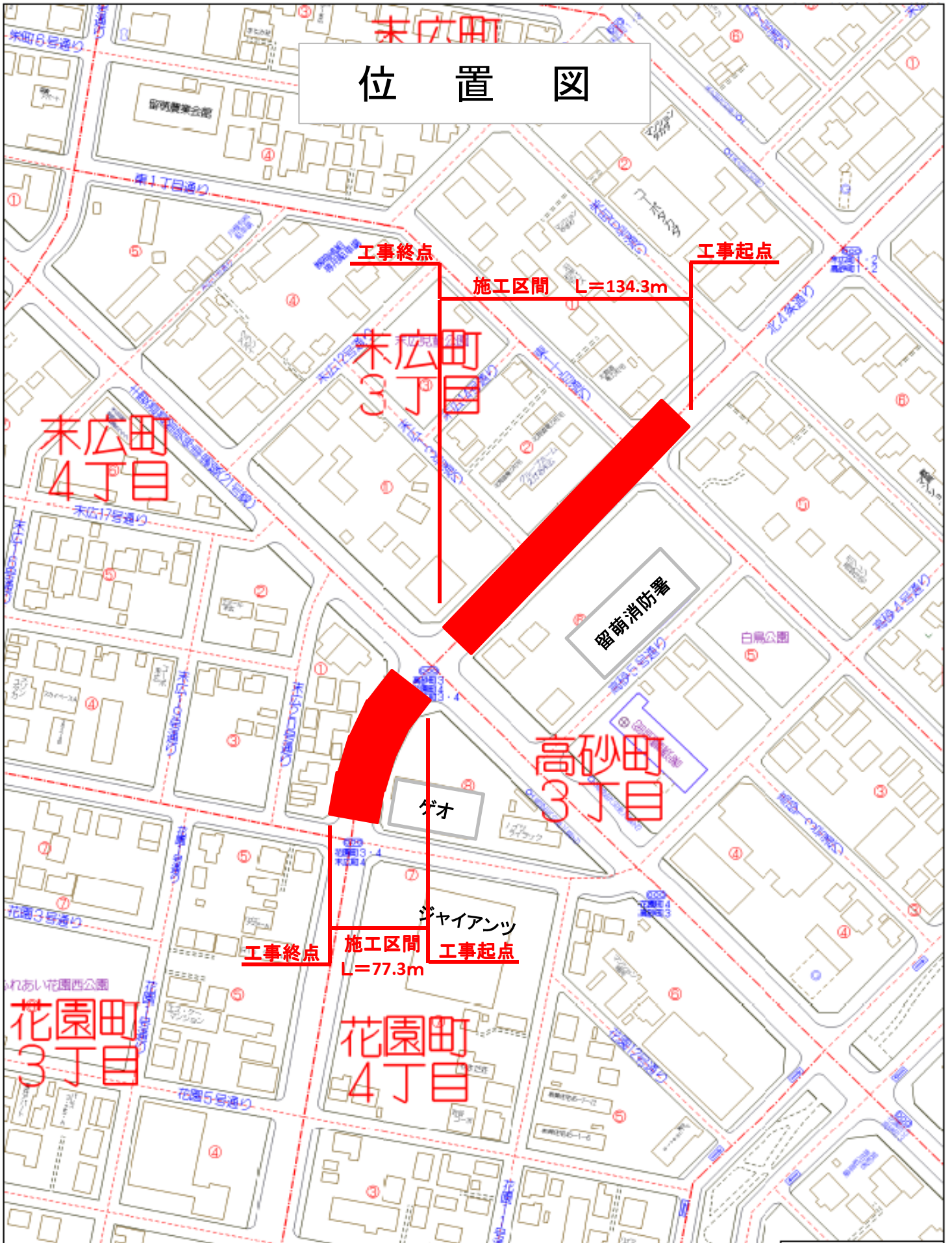
施工区間 L=77.3m

工事起点

ジャイアンツ

花園町
4丁目

花園町
3丁目



住之江6号通り道路改良工事

